

第7編

その他災害対策編

その他災害対策編

災害対策基本法第42条に基づき南箕輪村防災会議が作成する「南箕輪村地域防災計画」の「その他災害対策編」として、航空災害・鉄道災害対策について記述する。なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項及び災害対策は「長野県地域防災計画」に準ずる。

航空災害編

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の被害減少に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

県・村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業・報道機関及び住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための無人航空機や車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

県・村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息を絶つ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

県・村及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助、救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関連絡体制

(1) 基本方針

県・村及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連絡体制を予め整備しておく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、村、医療機関等の救助・救急関係機関は、各種活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(イ) 負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

県・村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 県及び村は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 2 村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、県、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

県からの情報に対して情報収集体制の確立を早期に行う。

県及び村は、画像等により収集した情報・住民から災害発生直後の1次情報を得た場合、直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する総括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

村は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について県、国土交通省の非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

応急対策の活動状況・対策本部の設置状況・応援の必要性を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

村、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発災後速やかに職員の非常参集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は災害の規模等により、村のみでは十分な応急活動が行えない場合は、広域相互応援活動において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難などの情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

県から災害の発生情報を得た場合は、消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

- 2 消火・救急活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより、救助・救急活動及び消火活動を実施する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように必要な人員の配置などにより対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

(ア) 県や航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

(イ) 発災後速やかに職員の非常参集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

【村、関係機関が実施する対策】

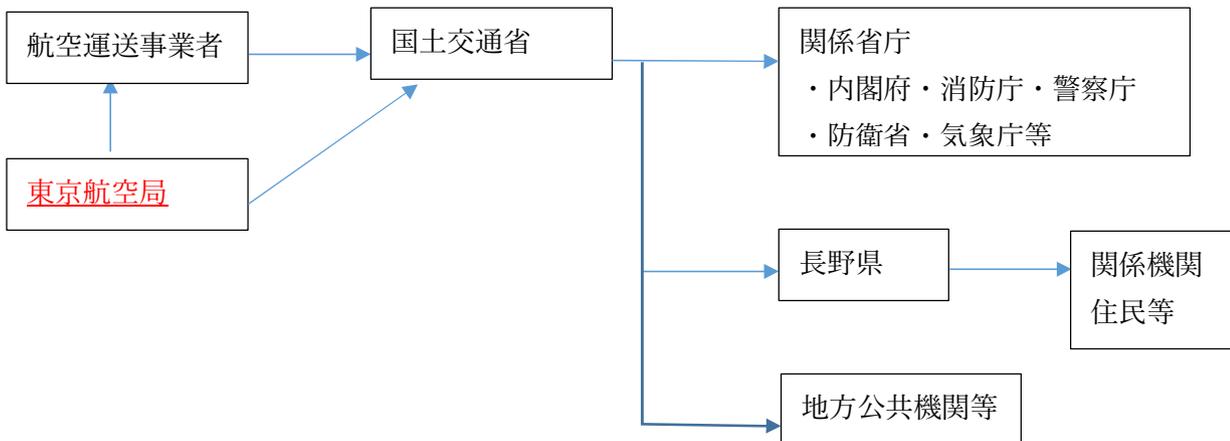
(ア) 航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

(イ) 住民全体に対し航空災害の状況・安否情報等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

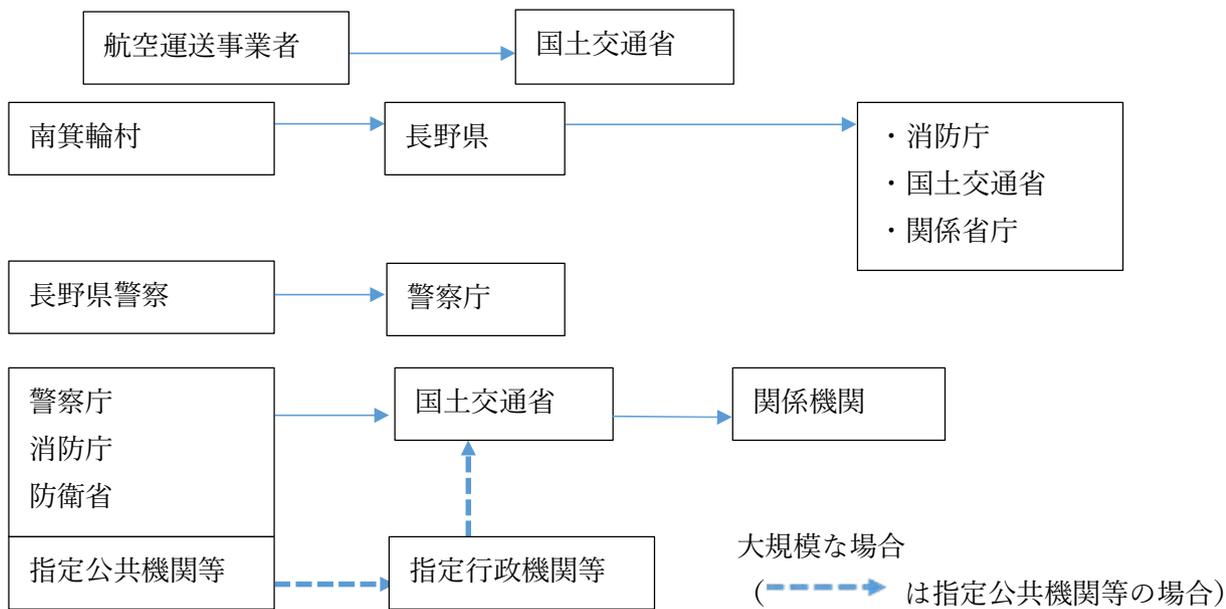
(ウ) 情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

航空災害における連絡体制

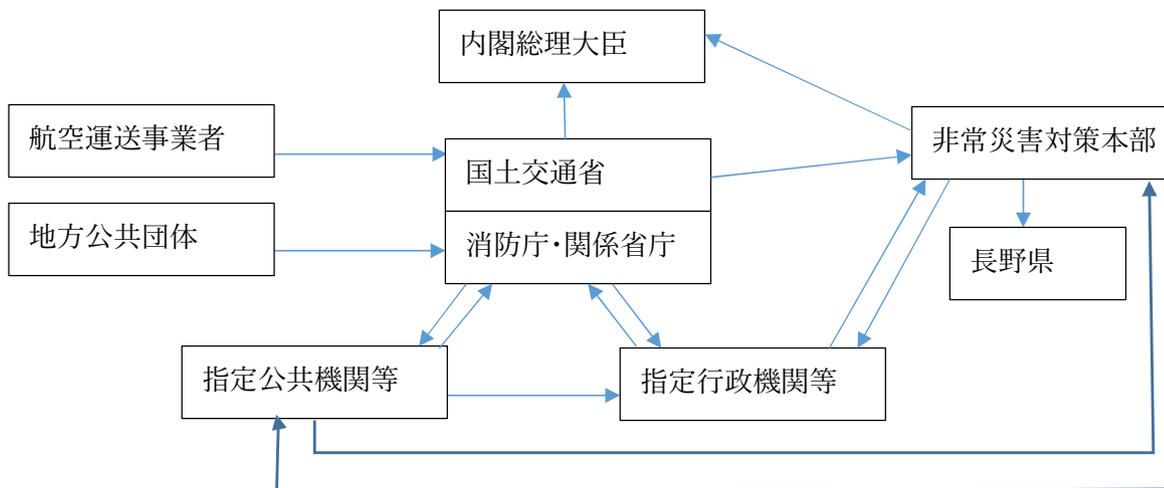
(1) 航空事故情報等の連絡



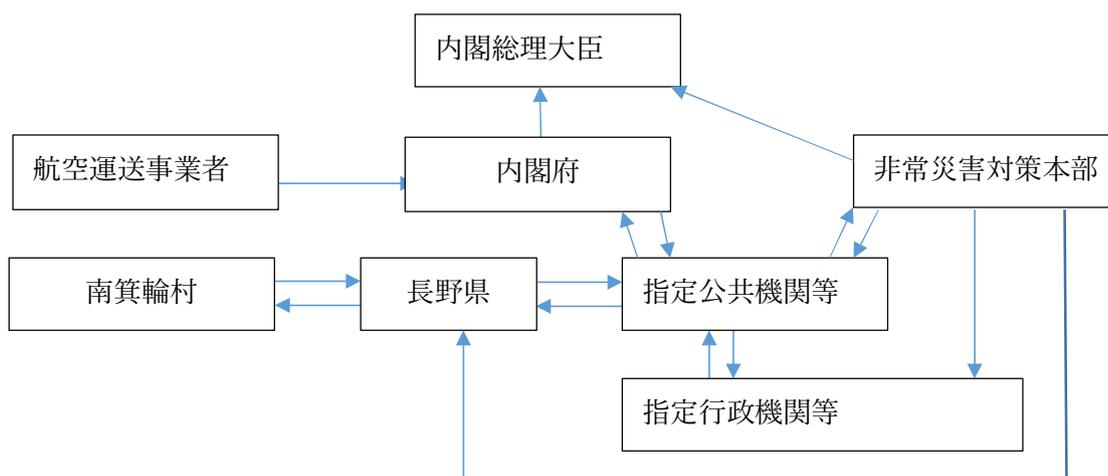
(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制、防災基本計画に定められた、国の機関や南箕輪村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の脱線衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車輛等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 村、道路管理者及び鉄道事業者は、必要な場合踏切道改良のため必要な対策を講ずる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備などの整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講ずる。
- 3 村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講ずる。
- 4 村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

(2) 実施計画

【村、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

(ア) 踏切道の立体交差

- (イ) 踏切道の構造の改良
- (ウ) 踏切保安設備の整備
- (エ) 交通規制の実施
- (オ) 踏切道の統廃合の検討

2 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、必要により防災工事の実施などの土砂災害対策を講じるものとする。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

3 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民等への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。事故発生においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保および外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講ずる。
- 3 村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方法の確立を図る。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 活動の内容

1 情報収集・連絡及び応急体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連携を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【村、鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (イ) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある置石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・医療、消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- (ア) 風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、村、県及び消防機関との連携

の強化に努める。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

(ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

(イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

4 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

【村、道路管理者が実施する計画】

村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び県、関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

【村、鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 村及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、村は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発生後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 村は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 広域支援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、村は広域応援を要請する。また他の県・市町村からの要請に応じて応援をする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- (ア) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。
- (イ) 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

2 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、村は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力を連携する必要がある。

第2 主な活動

村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に対して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・医療及び消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、村・県及び鉄道事業者等が協力し連携する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救急・救助火活動を実施する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

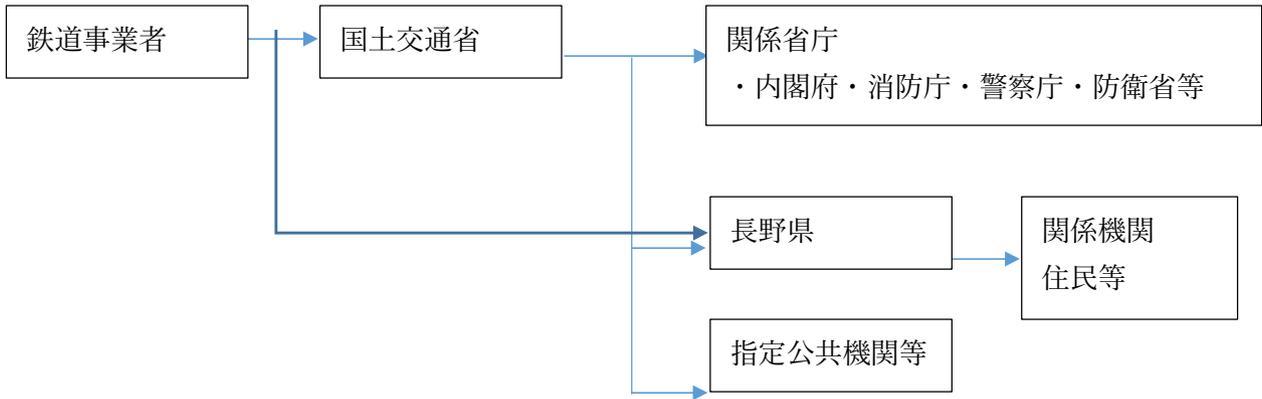
【村、鉄道事業者が実施する対策】

村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、新聞社、インターネットポータル会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

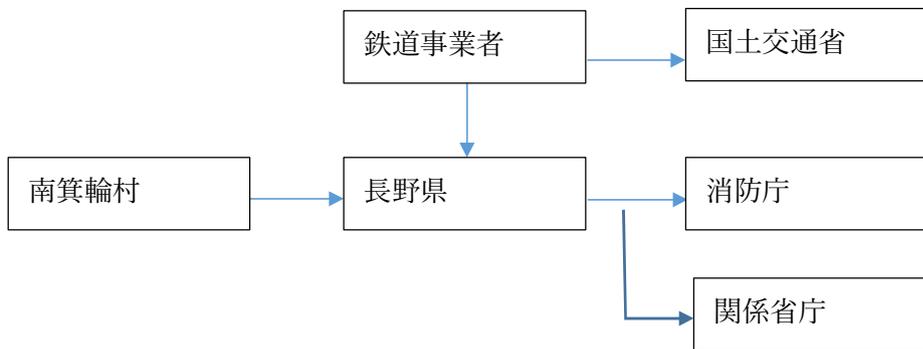
連絡先一覧

JR東海			長野県	
飯田線	飯田支店	TEL0265-22-1144	危機管理部防災課	TEL026-235-7184
	飯田工務区	FAX0265-22-5054	上伊那地域振興局 総務課管理課	FAX026-233-4332 TEL0265-76-6802 FAX0265-76-6804
緊急時・夜間				
	JR東海総合指令所	TEL052-541-1263 FAX052-564-2617	危機管理部防災課 上伊那地域振興局	TEL026-235-7184 TEL0265-78-7184

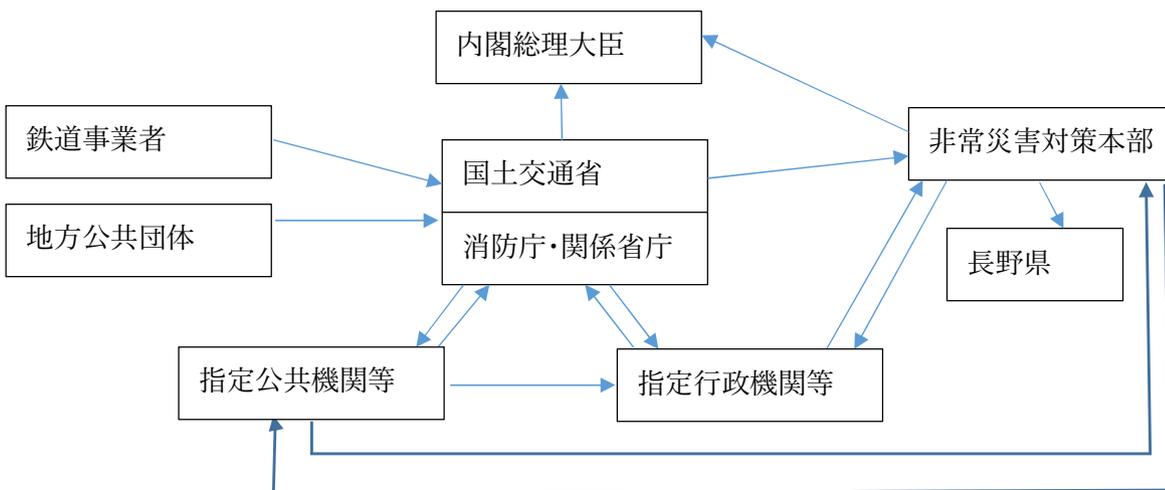
(1) 鉄道事故情報等の連絡



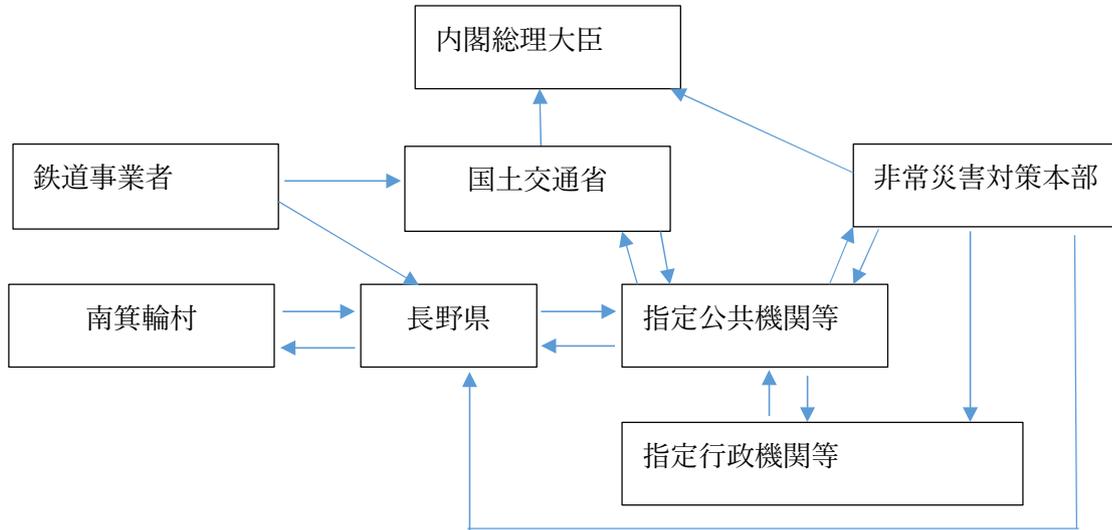
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制、防災基本計画に定められた、国の機関や南箕輪村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。